

## 琵琶湖保全再生法、計画等の見直しに係る滋賀県の基本的方針

### 1 課題と基本的な考え方

- 水質は改善傾向にあるが、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着など①生態系の課題（＝法制定前からの課題）が顕在化
- プラスチックごみや、気候変動に伴う未経験の水質現象（全層循環の不全、豪雨・少雨や高温等による南湖における植物プランクトンの特異的な増殖）など琵琶湖への影響が懸念される②新たな課題（＝法制定後に表れてきた課題）が顕在化
- これらを踏まえ、県環境総合計画の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」に向け、「良好な水質と豊かな生態系が両立する新たな琵琶湖政策」の観点から、必要な見直しを進める。

### 2 法改正に係る滋賀県の認識

- ①生態系の課題については、法制定時に想定されており、各条文に具体的な対策が明記。
- ②新たな課題については、
  - ・ プラスチックごみは、法第15条に「湖岸に漂着したごみ等の処理」「湖底の底質の保全及び改善のため、必要な措置を講ずる」との規定があり、これに包含されると思料。
  - ・ 気候変動は、現時点では琵琶湖への影響に対する直接的な対策がなく、琵琶湖の保全再生施策との間に距離があると思料。
- 琵琶湖総合開発特別措置法にあった補助率の嵩上げと下流負担金については、法制定時にも議論されたが、今回も規定することは困難と思料。
 

→ 取り組むべき課題はあるが、法制定後、法改正の要件を満たすほどの状況変化はないと認識。

### 3 滋賀県の対応方針

- (1) 「法律等のフォローアップ」の実施過程で、県の課題認識をしっかりと国に伝える。
- (2) 来年度末で終期を迎える琵琶湖保全再生計画（県策定）の改定に向けた検討と並行し、国で定めていただいた「基本方針」の見直しについて、引き続き国と協議。
- (3) 琵琶湖保全再生計画については、1で示した基本的な考え方に基づき、プラスチックごみや気候変動など新たな課題への対応を盛り込むことや、国や県の関連する計画の改定状況を反映することなどにより、さらに充実した計画となるよう改定。